

痴呆性高齢者グループホームにおける 夜間勤務等の適正な管理のために



労働者を使用する場合には労働基準法等の法律を守らなければなりません。

痴呆性高齢者グループホームでは、介護保険法に基づく基準において夜間に1名以上の勤務が必要であるとされていますが、夜間において労働者を勤務させる場合には、労働基準法等に照らし特に守らなければならない事項があります。

事業主の皆さんは、以下の事項に留意して、適正な労務管理を行ってください。

厚生労働省労働基準局
都道府県労働局 労働基準監督署

○ 労働基準法等の概要

(1) 労働条件の明示（労働基準法（以下「法」）第15条）

労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を必ず明示しなければなりません。特に、次に掲げる事項は、書面の交付により明示する必要があります（その際は6頁「労働条件通知書」を活用してください。）。

①労働契約の期間に関する事項 ②就業の場所、従事すべき業務に関する事項 ③始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項 ④賃金（退職手当・賞与等は除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑤退職に関する事項

(2) 所定労働時間（法第32条、40条）

週の法定労働時間は40時間です。ただし、労働者が常時10人未満のグループホームについては特例対象事業場として週44時間労働制が適用されます。

夜間勤務については、週40時間（特例対象事業場については44時間）の規定の中で行う交替制勤務や労働基準法の労働時間・休憩等の適用の規定が除外される断続的な宿直勤務があります。断続的な宿直勤務については3頁を参照してください。

(3) 休憩時間（法第34条）

労働時間が6時間を超え8時間までは少なくとも45分、8時間を超えるとときは少なくとも60分の休憩時間を与えなければなりません。

(4) 時間外労働・休日労働に関する協定届（法第36条）

労働者に、法定労働時間を超える時間外労働及び法定休日における休日労働を行わせる場合には、労働者の過半数代表者等と「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

(5) 割増賃金（法第37条）

法定の時間外労働については2割5分以上、法定の休日労働については3割5分以上、深夜業（深夜とは午後10時から翌日午前5時までの間をいいます。）については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

(6) 年次有給休暇（法第39条）

6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに下表により年次有給休暇を与えなければなりません。

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

所定労働日数の少ないパートタイム労働者についても、その所定労働日数に比例した日数の年次有給休暇を与えなければなりません。

(7) 就業規則（法第89条）

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

○ 夜間を断続的な宿直勤務により対応する場合には

(1) 断続的な宿直勤務に係る許可

法に定める断続的な宿直勤務により対応する場合には、法第41条及び労働基準法施行規則第23条に基づき、所轄労働基準監督署長の許可を受けなければなりません。

断続的な宿直勤務における許可基準の概要は次のとおりです。この許可基準を満たさない勤務については許可されませんので、宿直と称するものであっても、断続的な宿直として労働基準法の労働時間、休憩等の規定の適用が除外されるものと取り扱うことはできません。

① 勤務の態様

常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務であること。

予定する業務としては、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等の一般の宿直業務のほかは、少数の入居者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業であること。

「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしなどの介助作業であつても、要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まないものであること。

「短時間」とは、介助作業が1勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回当たりの所要時間が通常10分程度のものであること。

② 通常の勤務時間の拘束からの解放

通常の勤務時間の拘束から完全に解放されている必要があること。

③ 睡眠設備及び睡眠時間の確保

相当の睡眠設備が設置され、かつ、夜間に十分睡眠がとりうること。

④ 宿直手当

1回当たりの宿直手当の最低額は、宿直勤務に就く労働者の賃金（割増賃金の基礎となる賃金）の1人1日平均額の3分の1以上であること。

⑤ 宿直勤務の回数

宿直勤務の回数は、原則として週1回を限度とすること。

断続的な宿直又は日直勤務の許可基準（昭和22年9月13日付け発基第17号）

社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて（昭和49年7月26日付け基発第387号）

社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について（昭和49年7月26日付け基監発第27号）

断続的な宿直勤務にかかる許可を申請する際には、申請書等に「夜間（宿直）勤務実態報告書」（5頁）を添付してください。

(2) 断続的な宿直勤務中に通常の労働と同態様の業務が行われた場合の取扱い

① 入居者の急病等により通常の労働と同態様の業務が突発的に行われた場合

入居者の急病等により、宿直勤務中に軽度かつ短時間の介助作業以外であつて、通常の労働と同態様の業務が突発的に行われた場合には、次のように取り扱う必要があります。

ア 法第36条に定める時間外労働に関する労使協定の締結・届出を行うか、法第33条に定める非常災害時の理由による労働時間の延長の届出を所轄労働基準監督署長に行うこと。

イ 行われた労働に対して、法第37条に定める時間外労働及び深夜業に対する割増賃金を支払うこと。

② 宿直勤務中に通常の労働と同態様の業務が常態的に行われる場合

宿直勤務中に入居者への介助作業など通常の労働と同態様の業務が常態的に行われる場合には、上記(1)の宿直勤務の許可基準を満たさない勤務の実態であることから、断続的な宿直として取り扱うことはできませんので、交替制を導入するなど勤務体制の見直しが必要となります。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

(8) 健康診断（労働安全衛生法第66条）

常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。

また、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては、6か月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。

「夜間（宿直）勤務実態報告書」記入要領

断続的な宿直勤務の許可の申請に当たっては、この夜間（宿直）勤務実態報告書に労働者の夜間勤務の実態を記入し、提出してください。

- 1 「夜間（宿直）勤務の開始時刻」及び「夜間（宿直）勤務の終了時刻」については、断続的な宿直勤務の許可を受けようとする時刻を記入すること。
- 2 1回の宿直勤務に複数の者を従事させる場合であって勤務形態が異なるときは、それぞれの勤務形態ごとに作成すること。
- 3 「入居者への介助作業」欄には、食事、入浴、検温・服薬・体位交換等健康管理、着替え・洗面・歯磨き等の衛生管理、排せつ、就寝・起床準備に関する介助・関わりや徘徊への対応等の介助作業に要した時間を記入すること。
- 4 「上記以外の業務」欄には、清掃、書類作成等上記以外の業務に要した時間を記入すること。
- 5 「睡眠」欄には、実際に睡眠をとった時間及び睡眠をとらなかったものの睡眠をとることが可能な状態にあった時間を記入すること。
- 6 手待ち時間、休憩等については記入は要しないものであること。
- 7 「労働者の代表者の職氏名」欄には、報告書記載の夜間（宿直）勤務に就いた労働者のうち互選された1名から確認の署名を受けることで足りるものであること。

記入例

		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
(5月1日)	定時的巡視								(5分)						(5分)			
	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業						(10分)									(10分)		
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
(5月2日)	定時的巡視								(5分)						(5分)			
	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業						(10分)	(5分)								(10分)		
	上記以外の業務																	
	睡眠																	

夜間（宿直）勤務実態報告書

事業場名称 _____
 代表者職氏名 _____

○ 連続した1週間の夜間（宿直）勤務の各日において行われた業務の実績及び睡眠時間に該当する時間帯を、各項目ごとの該当する欄に、記入要領を参考として——線を記入してください。

夜間（宿直）勤務の開始時刻 _____ : _____ 夜間（宿直）勤務の終了時刻 _____ : _____

17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00 7:00 8:00 9:00

(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
(月日)	定時的巡視	緊急の文書・電話の收受	入居者への介助作業	上記以外の業務	睡眠																		
備 考																							

宿直勤務に就く労働者の代表者は、勤務の実態と相違ないことを確認の上、署名してください。

労働者の代表者の職氏名 _____

労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業場名称・所在地	
使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき事業の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換 (1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、 所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分)</p> <p>【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>— 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) — 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) — 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)</p> <p>(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレキシブルタイム (始業) 時 分から 時 分、(終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分)</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業 (時 分) 終業 (時 分)</p> <p>(5) 裁量労働制；始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>2 休憩時間 () 分</p> <p>3 所定時間外労働の有無 (有 、 無)</p>
休 日	<p>・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ()</p> <p>・非定例日；週・月当たり 日、その他 ()</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
休 暇	<p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有、無) → か月経過で 日</p> <p>2 その他の休暇 有給 () 無給 ()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>

賃 金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
	<p>2 諸手当の額及び計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 ()%、所定超 ()% ロ 休日 法定休日 ()%、法定外休日 ()% ハ 深夜 ()%</p> <p>4 賃金締切日 ()-毎月 日、()-毎月 日 5 賃金支払日 ()-毎月 日、()-毎月 日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>6 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無、有 ()))</p> <p>7 昇給 (時期等 ()))</p> <p>8 賞与 (有 (時期、金額等 ()))、無 ())</p> <p>9 退職金 (有 (時期、金額等 ()))、無 ())</p> </div>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳)、無))</p> <p>2 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>3 解雇の事由及び手続</p> <p>[]</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
そ の 他	<p>・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()))</p> <p>・雇用保険の適用 (有 、 無))</p> <p>・その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>